（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加える。

第五条中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「（耕作」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第十六条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第六条第一項第二号中「農地等（」の下に「農地及び」を加え、「農地及び」を削り、「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加え、同条第二項中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加える。

（景観法の一部改正）

第十七条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加える。

（地域再生法の一部改正）

第十八条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十七第五項中「（耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「同法」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「耕作の」を「耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の」に改める。

第七条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号イ中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第二十条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「（耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同項の」を「第三項の」に、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「同法」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二十一条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第二十四条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第二十四条第一項第一号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第二十二条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加え、同条第四項第四号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「（耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第七条第四項第一号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正）

第二十四条　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項第三号中「土地」の下に「（第一号に掲げる土地を除く。）」を加え、同条第五項第三号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「農地又は」を「農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は」に改め、同項第三号中「耕作」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第二号及び第六項において同じ。）」を加える。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十六条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百五十三条のうち農地法第四十三条第七項の改正規定中「第四十三条第七項」を「第四十一条第七項」に改める。

（都市農地の貸借の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十七条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条第三項中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、「第一号から」を「同号から」に改める。